

様式第 1 号

(あて先) 宇都宮市長

令和 年 月 日

(事業者名)

(代表者名)

印

(所在地)

(電話番号)

### みやクレジット購入申込書の提出について

みやクレジットについて、裏面に記載された購入における確認事項について了承し、次のとおり関係書類を添えて購入申込書を提出します。

なお、みやクレジット販売要綱第 7 条及び第 12 条第 1 項第 2 号から第 6 号までに定める事業者等に該当しないことを誓約します。

#### 添付書類

- 1 みやクレジット購入申込書 (様式第 2 号)

## 購入における確認事項

### 1 用語の意味

用語の意味は以下のとおりとする。

#### (1) クレジット

国のJ-クレジット制度の認証基準により認証し、発行された温室効果ガス排出削減量及び吸収量

#### (2) J-クレジット登録簿システム

J-クレジット制度に基づき発行されるクレジットを管理し、その取得、移転および無効化について、電子的に記録したもの。

#### (3) 保有口座

J-クレジット登録簿システムにおいて、クレジットを取得しようとする者の申請に基づき開設される、クレジットを保有するための口座

#### (4) 無効化

クレジットが再販売又は再使用されることを防ぐために、クレジットを無効化口座へ移転し、無効にすること。

#### (5) 移転手続

J-クレジット登録簿システムにおいて、自らの口座に記載されたクレジットを他者の口座に移転するための手続

### 2 クレジットの売買

(1) 宇都宮市は、購入希望者から提出のあった「みやクレジット購入申込書」に基づき販売数量及び販売金額を決定し、購入希望者へクレジットを売り渡し、購入希望者はこれを買受けるものとする。

(2) 購入希望者は、提出した「みやクレジット購入申込書」に記載した内容に変更が生じる場合、その旨を宇都宮市に事前連絡し、宇都宮市の指示に従わなければならない。

### 3 代金の支払

購入希望者は、「みやクレジット購入者決定通知書」に定める売買代金を、宇都宮市の指定する期日までに納入通知書により、宇都宮市に支払わなければならない。

### 4 クレジットの引渡し及び移転

宇都宮市は、購入希望者からの売買代金の支払を確認後、「みやクレジット購入者決定通知書」に定める販売数量をJ-クレジット登録簿システムにより、宇都宮市の保有口座から購入希望者の指定する保有口座へ移転するものとする。ただし、購入希望者が口座を保有していない場合は、宇都宮市が無効化申請書を制度事務局へ提出するものとする。

### 5 守秘義務

宇都宮市、購入希望者及び購入者は、当該みやクレジットの売買において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。売買終了後、又は売買が成立しなかった場合においても同様とする。

### 6 売買の不成立

宇都宮市は、購入希望者、購入予定者又は購入者（以下「購入者等」という。）が以下のいずれかに該当すると認められるときは、催告することなく売買を不成立とすることができる。この場合において、売買の不成立により購入者に損害が生じても、宇都宮市はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 購入者等が本要綱に定める義務を履行しないとき。

(2) 購入者等（法人である場合はその役員又はその支店等の代表者をいう。）が宇都宮市暴力団排除条例（平成23年条例第37号。以下この条において「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は条例第2条第5号に規定する密接関係者（以下この条において

「密接関係者」という。）であると認められるとき。

(3) 条例第2条第1号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団員若しくは密接関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(4) 購入者等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員若しくは密接関係者（以下この条において「暴力団等」という。）を利用するなどしたと認められるとき。

(5) 購入者等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(6) 購入者等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) その他購入者等が本要綱に違反したとき。

### 7 損害賠償

(1) 宇都宮市及び購入者等は、本書に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

(2) 購入者によってオフセットされた商品（サービス、イベント、会議、自主活動）において第三者に損害が生じた場合、購入者は自己の費用と責任において解決を図るものとし、宇都宮市は一切の責任を負わない。